

保護者の皆様へ

令和5年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月始めごろに学校から「令和5年度（2023年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）をお配りしましたが、令和5年度の内容が決定しましたので、お知らせします。

就学援助制度とは…

お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校にお通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や修学旅行費などを援助する制度です。

1 入学準備補助金の支給額が変更（増額）されました。

（「お知らせ」8ページ）

中学校 新1年生・義務教育学校 新7年生に支給される入学準備補助金の支給額が、変更（増額）されました。



小学校	新1年生	54,060円	※変更箇所
義務教育学校			
中学校	新7年生	63,000円	
義務教育学校			

2 所得審査（⑫理由での申請）について

【令和5年度 所得基準額】

※所得基準額は、令和4年4月の生活保護基準を基にしています。

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	226万円	260万円	318万円	353万円	394万円	465万円
	持家	162万円	195万円	253万円	288万円	329万円	389万円

令和5年度の所得基準額について「お知らせ」4ページの【所得基準額】と変更はありません。

小学校・義務教育学校 5年生以上の学年で、令和2年3月末時点から令和5年3月末まで引き続き就学援助を受けていた児童生徒については、経過措置により、下表（令和元年度）の所得基準額で審査を行います。

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円	476万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円	400万円

経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページ記載のとおり、給与所得者及び公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

その他

学年の最初から制度を利用いただくための申請期限は **6月30日（金）**
（税情報を利用する場合の申請期限は5月12日（金））

- ▶ 申請書の提出先 お子さまの通われる学校
- ▶ 制度についてのお問合せ先
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

就学援助
ホームページ

